



平成 20 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社トラストワークス
代表者名 代表取締役社長 高木晴人
(JASDAQ・コード 2154)
問合せ先 取締役管理本部長 伊藤博史
電話番号 042-750-1100

連結子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社であります株式会社テクノアシスト相模および請負発注者等（以下、「被告」）が、同社の元従業員遺族（以下、「原告」）から提起されておりました訴訟に関して、下記のとおり判決がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟を提起された子会社

- (1)商 号 株式会社テクノアシスト相模
- (2)所在地 神奈川県相模原市鹿沼台 1-7-7
- (3)代表者 代表取締役社長 高木晴人

2. 判決のあった裁判所および年月日

東京地方裁判所
平成 20 年 2 月 13 日

3. 当該訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

平成 15 年 8 月、当社の連結子会社であります株式会社テクノアシスト相模の従業員（当時）が請負発注者の工場構内において作業中に転倒し、同年 11 月に死亡する事故がありました。同社では、当該事故に関して、裁判事例や過失相殺割合、労災保険等の既支払額控除等を勘案し、20 百万円を元従業員の遺族へ支払うべき弔慰金額として相当であると判断し、支払う意思を伝えておりました（当該 20 百万円は、平成 19 年 6 月期の連結貸借対照表の流動負債のその他に計上しております）。

本件について平成 17 年 11 月に、原告から被告に対して、総額 142 百万円の損害賠償を請求する民事訴訟が提起され、係争していたものであります。

4. 判決の内容

被告（株式会社テクノアシスト相模及び請負発注者）は、原告に対し、原告の訴訟費用の一部負担を含め、51,725,451 円を支払え。また、死亡日（平成 15 年 11 月 8 日）から支払済み日まで年 5 分の割合による金利を原告に支払え。

5. 今後の見通し

本判決の今後の対応につきましては、当社子会社を含めた被告側で協議して決定して参ります。本件により当社の連結業績（平成20年6月度中間期）に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額が未確定でありますので、判明次第お知らせいたします。

以上